

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年3月までの期間及び3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月から同年3月まで
② 平成3年3月

私の国民年金保険料は、夫がA市役所の窓口及び金融機関で夫婦一緒に納付しており、所持している確定申告書の控えからも納付が確認できるので、年金記録確認第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料については、申立人の夫が夫婦の保険料を一緒に納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立人夫婦は、昭和63年4月から同年11月までの国民年金保険料を同年11月30日に納付して以降、平成13年11月までの期間において、2年1月の保険料を除き夫婦同一日に納付していることが確認でき、申立人の主張と符合する。

また、申立期間①及び②は3か月及び1か月とそれぞれ短期間であるとともに、当該期間の前後の国民年金保険料は納付済みであることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人の夫が関連資料として提出した平成元年から5年までの確定申告書控えによると、その社会保険料控除額からは、直ちに申立期間①及び②の国民年金保険料の納付があったものとみるのは困難であるが、その申告内容から、申立期間①及び②の保険料納付が困難となる事情は見当たらない上、申立人夫婦は、複数回にわたり未納期間に対する過年度納付を行っていることが確認でき、保険料の未納期間の解消に努めていることがうかがえることから、申立人の夫が短期間である申立期間①及び②の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月、同年3月及び3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年2月及び同年3月
② 平成3年3月

私は、国民年金保険料をA市役所の窓口及び金融機関で夫婦一緒に納付してきており、所持している確定申告書の控えからも納付が確認できるので、年金記録確認第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料については、夫婦の保険料を一緒に納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立人夫婦は、昭和63年4月から同年11月までの国民年金保険料を同年11月30日に納付して以降、平成13年11月までの期間において、2年1月の保険料を除き夫婦同一日に納付していることが確認でき、申立人の主張と符合する。

また、申立期間①及び②は2か月及び1か月とそれぞれ短期間であるとともに、当該期間の前後の国民年金保険料は納付済みであることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人が関連資料として提出した平成元年から5年までの確定申告書控えによると、その社会保険料控除額からは、直ちに申立期間①及び②の国民年金保険料の納付があったものとみるのは困難であるが、その申告内容から、申立期間①及び②の保険料納付が困難となる事情は見当たらない上、申立人夫婦は、複数回にわたり未納期間に対する過年度納付を行っていることが確認でき、保険料の未納期間の解消に努めていることがうかがえることから、申立人が短期間である申立期間①及び②の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月31日から同年11月1日まで

A社からD社（現在は、E社）への異動により、昭和51年10月31日から同年11月1日までの期間が被保険者期間となっていない。その期間に係る保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社F支店の回答及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社及び関連会社に継続して勤務し（昭和51年11月1日にA社C支店からD社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和51年10月の記録から19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和51年11月1日とするべきところ、事務過誤により同年10月31日と届け出たものと思われる。」と回答し、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月31日から同年11月1日まで
A社からD社（現在は、E社）への異動により、昭和51年10月31日から同年11月1日までの期間が被保険者期間となっていない。その期間に係る保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社F支店の回答、申立人に係るG健康保険組合の被保険者記録及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社及び関連会社に継続して勤務し（昭和51年11月1日にA社C支店からD社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和51年10月の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和51年11月1日とするべきところ、事務過誤により同年10月31日と届け出たものと思われる。」と回答し、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月31日から同年11月1日まで

A社からD社（現在は、E社）への異動により、昭和51年10月31日から同年11月1日までの期間が被保険者期間となっていない。その期間に係る保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社F支店の回答及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社及び関連会社に継続して勤務し（昭和51年11月1日にA社C支店からD社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和51年10月の記録から28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和51年11月1日とするべきところ、事務過誤により同年10月31日と届け出たものと思われる。」と回答し、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、昭和33年8月1日から34年9月1日までの期間の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及びA社C支店の元同僚の供述並びに元同僚から提出のあった申立期間に係る給与明細書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立人に係る昭和33年8月1日の厚生年金保険被保険者資格喪失時の記録及び申立人と同じD職である元同僚の給与明細を書き写した家計簿の記録(申立期間に係る保険料控除額が各月とも同額)から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないと認めていることから、事業主が昭和33年8月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年8月から34年8月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月21日から同年10月1日まで

私は、昭和32年4月1日にA社B営業所に入社し、平成8年3月21日に退職するまでの間、継続して勤務していたが、同社B営業所から同社D営業所に異動となった昭和34年9月21日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社D営業所における元同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和34年10月1日に同社B営業所から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和34年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月31日から同年11月1日まで
A社からD社（現在は、E社）への異動により、昭和51年10月31日から同年11月1日までの期間が被保険者期間となっていない。その期間に係る保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社F支店の回答、申立人に係るG健康保険組合の被保険者記録及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社及び関連会社に継続して勤務し（昭和51年11月1日にA社C支店からD社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和51年10月の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和51年11月1日とするべきところ、事務過誤により同年10月31日と届け出たものと思われる。」と回答し、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月26日
年金事務所から連絡が有り、賞与についての記録が漏れていることが分かったので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年12月26日支給の賞与に係る月別給与一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与について、その主張する標準賞与額(50万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

私の夫がA社に勤務していた期間のうち、昭和33年8月1日から34年9月1日までの期間の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社の回答及びA社C支店の元同僚から提出のあった申立期間に係る給与明細書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立人に係る昭和33年8月1日の厚生年金保険被保険者資格喪失時の記録及び同社C支店における申立人に係る34年9月1日の同資格取得時の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないと認めていることから、事業主が昭和33年8月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月から34年8月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫厚生年金 事案 4740

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月31日から同年11月1日まで

A社からD社（現在は、E社）への異動により、昭和51年10月31日から同年11月1日までの期間が被保険者期間となっていない。その期間に係る保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社F支店の回答及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社及び関連会社に継続して勤務し（昭和51年11月1日にA社C支店からD社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和51年10月の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和51年11月1日とするべきところ、事務過誤により同年10月31日と届け出たものと思われる。」と回答し、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から50年3月まで

私が20歳になった昭和46年*月頃に、母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。全部母親がしてくれていたもので、保険料が未納になっていることを知り驚いた。48年3月1日からは、姉が厚生年金保険から国民年金に切り替わって、母親は、私と姉の保険料を納付してくれていた。現在の年金記録に納付できないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年9月に払い出されており、申立人の母親は、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、この加入手続きの時期は、第2回特例納付が実施されていた時期であるものの、申立期間のうち48年4月から同年6月までの保険料については、特例納付対象期間ではなく、既に時効により納付することができない。

また、上記の加入手続き時点において、申立期間のうち昭和46年12月から48年3月までの国民年金保険料を特例納付、同年7月から50年3月までの保険料を過年度納付により納付することが可能であったものの、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間を特例納付及び過年度納付したとする記録は見当たらない上、申立人からも遡って保険料を納付したとする主張は無い。

さらに、申立人は、その母親が、昭和48年3月以降、申立人及びその姉の

国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当該姉の国民年金手帳記号番号は、申立人と同一日に、連番で払い出されていることから、申立人と同一日に国民年金の加入手続が行われたものと推認される上、当該姉に係る特殊台帳によると、同年3月から50年3月までの国民年金保険料を納付した形跡は見当たらず、申立人の主張と符合しない。

加えて、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から58年3月まで

私は、長男の出産後、親の勧めもあり国民年金に加入した。1冊につづられた1年分の納付書が市役所から送付され、自宅前にある郵便局で夫と私の二人分の国民年金保険料を毎月、他の税金と一緒に納付していた。また、毎年確定申告の折には国民年金保険料の控除を受けており、未納は無いはずである。現在の年金記録に納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、長男の出産後、親の勧めにより国民年金に加入し、自宅前にある郵便局で夫婦二人分の国民年金保険料を毎月、他の税金と一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年3月に夫婦連番で払い出されている上、A市の国民年金被保険者台帳によると、申立人の資格取得に係る届出が59年2月1日付けで行われたことが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、上記の加入手続時点では、申立期間のうち昭和56年12月までの国民年金保険料は既に時効により納付できない期間に該当する上、申立期間のうち57年1月以降の保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びA市の国民年金被保険者台帳において、当該期間の保険料を過年度納付したとする記録は見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名

を複数の読み方で検索するも、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、オンライン記録において、申立人の氏名を複数の漢字表記により検索したものの、申立人に該当する未統合記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から58年3月まで

昭和46年1月*日に婚姻届を提出した際、国民年金に加入し、国民年金保険料を2年分遡って納付した。1冊につづられた1年分の納付書が市役所から送付され、自宅前にある郵便局で毎月、他の税金と一緒に妻が夫婦二人分の保険料を納付し、毎年、確定申告の折には国民年金保険料の控除を受けており、未納は無いはずである。現在の年金記録に納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻届を提出した昭和46年1月に国民年金に加入し、国民年金保険料を2年分遡って納付し、それ以降、毎年、1冊につづられた1年分の納付書が市役所から送付され、自宅前にある郵便局で毎月、他の税金と一緒に妻が夫婦二人分の保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年3月に夫婦連番で払い出されている上、A市の国民年金被保険者台帳によると、申立人の資格取得に係る届出が59年2月1日付けで行われたことが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、上記の加入手続時点では、申立期間のうち昭和56年12月までの国民年金保険料は既に時効により納付できない期間に該当する上、申立期間のうち57年1月以降の保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びA市の国民年金被保険者台帳において、当該期間の保険料を過年度納付したとする記録は見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索するも、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、オンライン記録において、申立人の氏名を複数の漢字表記により検索したものの、申立人に該当する未統合記録は確認できない。

加えて、申立人の妻及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から平成3年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から平成 3 年 7 月まで
昭和 57 年 10 月頃に妻がA町役場において、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、妻及び母親が納付してくれていたにもかかわらず、申立期間について、妻及び母親の記録はあるものの私の記録が無いことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和 57 年 10 月頃に申立人に係る国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、妻及び母親が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人の妻及び母親が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索するも、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であることから、申立人の妻及び母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立人、その妻及び母親は平成3年8月に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、その際、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は同年8月、申立人の母親は同年8月及び同年9月の国民年金保険料の還付記録が確認できるところ、申立人に係る保険料の還付記録は見当たらず、申立期間の保険料を申立人の妻及び母親と同様に納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の妻及び母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から52年3月まで

私は、昭和42年1月に婚姻し、その後、A市役所の集金人から国民年金の加入を勧められ、43年又は44年頃に加入手続を行い、加入前の国民年金保険料を上乗せした額を毎月、集金人に夫の保険料と共に、納付していたと記憶しているにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できず、せめて47年4月から52年3月までは夫の記録と同じになるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年又は44年頃に、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を夫婦共に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の加入状況から、昭和52年6月頃に払い出され、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認されることから、申立人が43年又は44年頃に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、上記の加入手続時点において、申立期間のうち昭和42年8月から50年3月までの国民年金保険料は、既に時効により納付することができず、申立期間のうち同年4月以降の保険料は過年度納付することが可能であったものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、当該期間の保険料を納付したとする記録は見当たらず、オンライン記録と一致している。

なお、申立人の夫に係る特殊台帳によると、申立人の夫は、昭和47年4月から52年3月までの期間について、免除申請が承認されていた当該期間の国民年金保険料を、同年中に複数回にわたり追納していることが確認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年11月までの期間及び同年12月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から62年11月まで
② 昭和62年12月から平成元年3月まで

私は、申立期間①について、婚姻後の昭和62年12月頃、A市役所から国民年金について連絡があり、義母が加入手続を行い、後日、当該期間の国民年金保険料を金融機関で一括して納付してくれたと聞いている。また、申立期間②については、夫が家族の保険料と一緒に定期的に金融機関で納付してくれており、夫が私の保険料だけ納付しないということは考えられず、申立期間①及び②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、婚姻後の昭和62年12月頃、申立人の義母が国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を遡って納付し、申立期間②については、申立人の夫が定期的に金融機関で納付してくれていたと主張している。

しかしながら、A市において、申立人に係る国民年金加入手続用はがきが保存されており、当該はがきによると、申立人は、平成元年11月11日に国民年金の加入手続を行っている上、過去に国民年金に加入したことが無いと回答していることが確認でき、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続時点において、申立期間①及び②はいずれも遡及する期間となるところ、申立期間①のうち、昭和62年9月以前は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、同年10月、同年11月及び申立期間②の保険料は過年度納付が可能であるものの、オンライン記録において、当該期間の保険料を過年度納付した記録は見当たらない。

さらに、上記国民年金加入手続用はがきの提出を受け、A市が作成した申立人に係る国民年金被保険者関係届（申出・申請）書〔新規用〕によると、納付書発行の記録のうち、現年度保険料となる平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料の納付書を発行した記載が確認でき、申立人は、申立期間②直後の元年4月から同年12月までの保険料を2年3月7日に一括して納付していることがオンライン記録により確認できるものの、同市の関係届書には、申立期間①及び②を含む過年度納付書を発行した記載は見当たらない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み名で検索するも、上記加入手続時に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の同手帳記号番号は見当たらず、申立人の義母及び申立人の夫が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から平成元年 3 月まで

私は、国民年金の加入時期や手続方法はよく覚えていないが、昭和 61 年に国民年金の納付書が送られてきた際、国民年金保険料が少額だったので、私が郵便局で一括して納付した。62 年 4 月から平成元年 3 月までの保険料は、年度ごとに郵送されてきた納付書及び一括納付分の現金を母に渡し、母が郵便局で納付してくれていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料は、申立人が一括納付し、昭和 62 年度及び 63 年度は、年度ごとに送られてきた納付書と保険料を申立人の母親に渡し、納付してもらっていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 11 月に払い出されていることが確認でき、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年 9 月頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間のうち一部は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、上記、国民年金の加入手続時点において、申立期間のうち、昭和 62 年 8 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付することとなるが、オンライン記録において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらない上、申立人から申立期間の保険料を遡って納付したとする供述も無い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名について複数の読み名及び漢字による検索を行うも、上記とは別の国民年金手

帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4741 (事案 1572、3152、4454、4661 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月1日から26年8月1日まで

私は、昭和23年9月1日にA社に入社した後、私が事業を引き継いでB社として平成10年に廃業するまで継続して勤務したが、A社からC社に社名変更した際の申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落している。

今回新たに、私が申立期間当時に、D社の下請会社であったC社で勤務していたことを証言してくれるD社E支店の元社員がいる。再調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

過去4回の申立てについて、i) C社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができないこと、ii) A社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、申立人と同様に昭和25年12月1日にA社の被保険者資格を喪失した元従業員は申立人を含め46人確認でき、そのうち30人が、C社が厚生年金保険の新規適用事業所となった同年12月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人は、A社の被保険者資格を喪失後、26年8月1日に被保険者資格を取得していることが確認できること、iii) C社に係る被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった25年12月1日から、申立人が被保険者資格を取得した26年8月1日までの期間について、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、同被保険者名簿に不自然な点は見当たらないこと、iv) 申立人が、当時、F団体から入手した資料からは申立人の申立期間における勤務実態及び申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことを確認することはできないこと、v) 申立人が当時の事情を知っているはずであるとする申立人の弟に

については、当時の記憶は無いとしていること、vi) 申立人は、B社の事業所台帳全記録照会を提出しているが、当該資料は、事業所に係る労働保険の設置及び廃止に関連する資料であり、申立人の申立期間における勤務実態及び申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことを確認できる資料ではないことなどから、既に平成22年3月29日、23年4月11日、同年10月31日及び24年4月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回新たに、「私が申立期間当時に、D社の下請会社であったC社で勤務していたことを証言してくれるD社E支店の元社員がいる。」と主張している。

しかしながら、上記元社員は、「私は、昭和24年からD社E支店に勤務した。申立人は、下請会社の従業員として、一貫してD社の仕事をしていたと記憶しているが、下請会社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の状況（保険料控除）については不明である。」と証言していることから、当該主張をもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があったとは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。